

# 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた 県内中小企業の**新たな取組み**を応援します！！

## ■『緊急応援補助金（経営危機克服型）』を新設

補助対象者	県内中小企業者等 ※新型コロナウイルス感染症拡大により売上が減少している事業者が対象です。
補助対象	①新商品の開発                      ③新分野への進出 ②新サービスの提供
補助率	3 / 4
補助上限額	1社につき、50万円 ※本補助金は、『頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金』との併給が可能です。 なお併給の場合は、本補助金と『頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金』の合計額は50万円までとなります。 ※概算払を希望される場合は、補助額の1 / 2まで請求できますので、御相談ください。
補助対象経費	FS調査費、新商品（役務）開発費、人材育成費、販路開拓費、設備導入費 固定費（賃料、光熱費、通信費） など ※固定費については、補助対象経費の1/2が上限額となります。
補助対象期間	令和2年4月24日（金）～令和3年3月31日（水）
申請締切	令和3年1月29日（金）

### ～こんな事業が対象です～

- 居酒屋が夜だけでなくランチタイムも営業するため、ランチメニューを開発し、新たなメニューやPR用のちらしの作成。
- 宿泊業が宴会新メニューの造成のために、新メニューのちらし、リーフレットの作成。
- 製造業が取引先を拡大するための新技術・新商品開発の着手。

★詳細については、お問い合わせください

【問合せ】頑張ろう鳥取県緊急支援センター

**TEL : 0857-26-7988** （鳥取県商工労働部 企業支援課内）

## ■申請手続について

申請者

提出書類

- ①申請書
- ②補助事業実施計画書（様式第1号）
- ③収支予算書（様式第2号）
- ④定款  
※個人事業主は除きます
- ⑤決算書（直近のもの）  
※個人事業主は確定申告書の控えを提出

※上記確定申告書については、白色申告書については事業収入が申告されている方のみが対象となりますのでご注意ください。

鳥取県 企業支援課

※郵送のほか、FAX、メールでの申請も受付けています

郵便：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部 企業支援課  
FAX：0857-26-8078  
MAIL：[kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp](mailto:kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp)

※中部総合事務所・西部総合事務所・日野振興センター

へ申請書類を持参いただくこともできます

### ★県内中小企業者等とは

⇒鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者等を指します。  
※個人事業主、組合、任意グループ等を含みます。

### ★売上減とは

- ①最近3か月間の売上高が前年同期の売上高に比べ減少していること
- ②創業後1年を経過していない者に限り、最近1か月の売上高がその後の2か月間を含む3か月の平均売上高に比べ減少していること

★申請様式については、鳥取県HPからダウンロードできます。

HP：<https://www.pref.tottori.lg.jp/291415.htm>

